

のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な公共空間である道路、公園や広場、河川（以下「公共施設」という。）の美化及び清掃について、市民が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(里親の資格)

第2条 公共施設の里親は、2名以上で構成する団体とする。

(届出)

第3条 里親になろうとする者は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、市長に里親届（様式1）を提出しなければならない。

(合意書の取り交わし等)

第4条 市長は、前条の規定により里親届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに里親の代表者と合意書（様式2）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

3 合意書を取り交わした者は、適時、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 会員名簿（様式3）

(2) 活動報告書（様式4）

(合意の解消)

第5条 里親は、合意の解消を希望するときは、里親辞退届（様式5）を市長に提出するものとする。

(里親の役割)

第6条 里親が行う公共施設の美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃、空き缶や散乱ゴミの収集・廃棄
- (2) 除草及び草刈
- (3) 樹木及び花壇、植樹樹の管理
- (4) 活動区域内の施設の損傷等についての情報提供
- (5) その他必要な活動

2 収集した空き缶及び散乱ゴミ等は、当該区域の属する収集日に搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が指示する方法により廃棄するものとする。

(市の役割)

第7条 市長は、里親が行う前条の活動に対し次に掲げる便宜を行うものとする。ただし、アダプトサインについては管理区域内に設置できる場合において原則1箇所を設置するものとする。

- (1) 清掃に必要な道具類（ほうき、塵取り等）
- (2) ゴミ袋
- (3) ボランティア保険への加入
- (4) アダプトサインの設置
- (5) その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、里親が行う活動が特に優れていると認めたときは、登別市表彰規則の規定に基づく表彰について、当該里親を推挙することができる。

(庶務)

第8条 のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業に関する庶務は、都市整備部土木・公園グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。